

避難行動要支援者登録制度の御案内

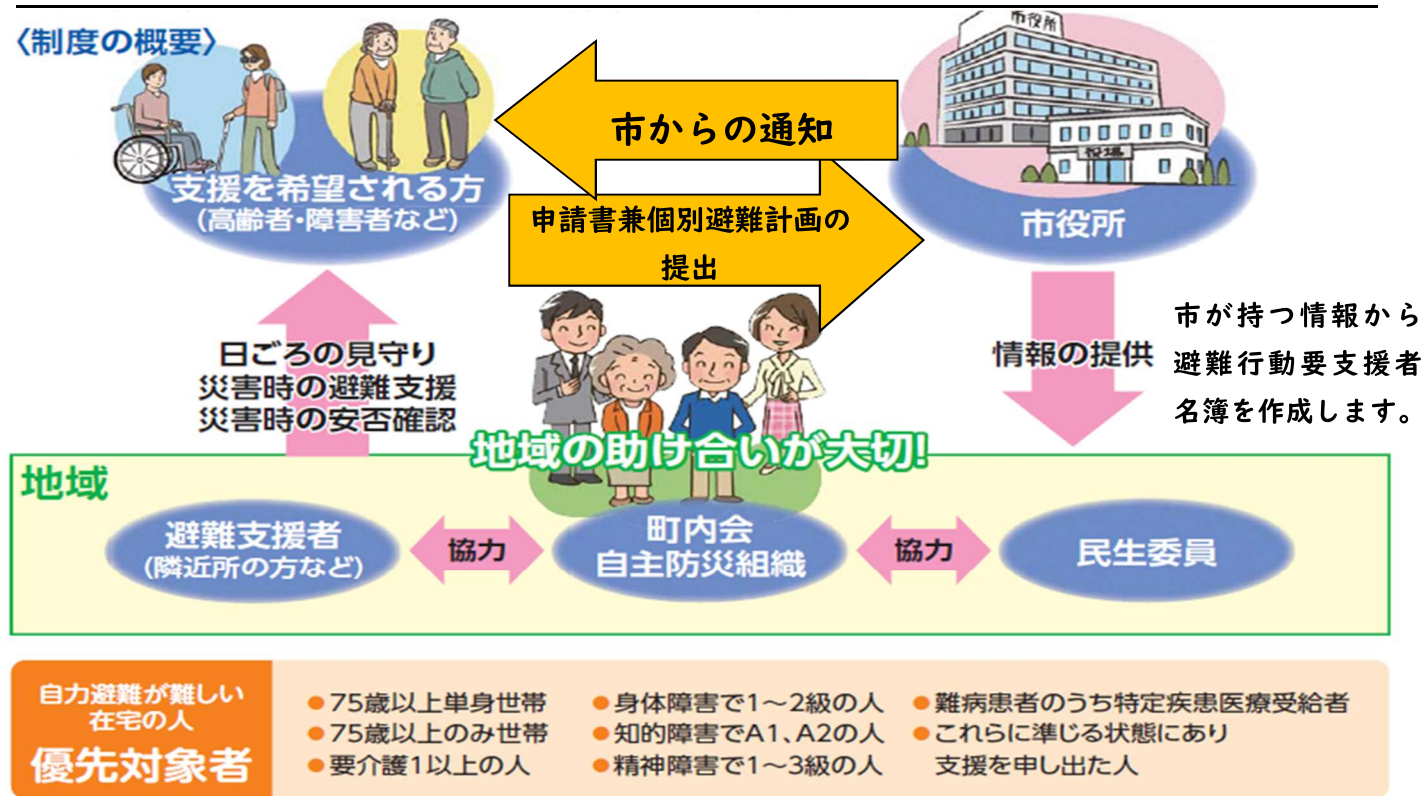
地震や豪雨などの自然災害によって、毎年のように多くの命が失われています。

特に、高齢者や障害者など、自力での避難が困難な方（避難行動要支援者といいます）は、災害時の対応が遅れ、被災されるケースが多くあります。

このため、日頃から、地域で避難行動要支援者の情報を共有し、有事の際には、情報を伝えて、一緒に避難する「避難行動要支援者登録制度」を進めています。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村に避難行動要支援者ごとに避難支援をするための計画、**個別避難計画の作成が努力義務**となったことを受け、市では以下の2通りの方法で個別避難計画の作成を進めています。

①避難行動要支援者登録制度（本人・地域で作る個別避難計画）の概要



登録は、市役所健康福祉政策課（電話077-561-2360）

②避難行動要支援者登録制度（市で優先的に作る個別避難計画）の概要



～よくある質問～

Q.避難行動要支援者名簿とは

A.避難行動要支援者名簿は、高齢者や障害者の方など、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の避難支援等を目的として、市において作成している名簿です。個別避難計画は、この名簿の中で、市で定めた要件に該当する方を対象に作成します。

Q.避難支援等関係者とは

A.避難支援等関係者は、警察、消防のほか、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、町内会・自治会などあなたの避難支援に関わる方々を指します。

Q.避難行動要支援者の登録の仕方は

A.市役所にて申請書兼個別避難計画を提出するか、
右の二次元コードから電子申請サービスをご利用ください。



Q.避難行動要支援者に登録すれば必ず助けが来ますか

A.災害時は、支援者も被害にあい、支援活動ができないことも考えられます。登録制度は、救出を必ずお約束するものではありませんが、情報の共有や伝達がスムーズになることで、災害時の早急な対応を進めていきます。要支援者は一人ひとり必要とする支援の内容が異なりますので、それぞれの特徴に配慮した支援の内容を要支援者やその家族と相談しながら支援者とともに整理しましょう。

Q.支援者はどのように決めればいいですか

A.支援者はできるだけ早く駆け付けられるように、家族や隣近所の顔見知りの方や町内会の同じ班の方など、なるべく身近な人たちが望まれます。要支援者と日頃から親しくしている方が身近におられる場合は、支援者としてお願いしてください。支援者を地域（自主防災組織など）とする場合は、団体の情報を記載してください。

Q.支援者はどのようなことをすれば良いのでしょうか

A.支援者とは、災害発生時に、要支援者の安否確認・情報伝達・避難のお手伝いなどの支援に携わっていただく方です。災害時は誰もが被災者ですので、支援にあたる方が責任を負うものではありません。ご自身の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。普段から隣近所での声かけ、見守り活動など、できることから取り組み、地域での助け合いの輪を広げていきましょう。

Q.避難場所はどのように決めればいいですか

A.避難場所は、小学校や中学校などの広域避難所や地域まちづくりセンターなどの一般避難所などがあります。ハザードマップや防災マップなどを参考に、災害の種類や地域の条件を考えて、命の安全が確保できる場所を想定してください。また、自宅で過ごせる場合は自宅避難、自宅で過ごせない場合は安全な友人・親せき宅への避難を選択肢として、事前に連絡しておくことも重要です。

Q.個人情報の取り扱いはどうなりますか

A.登録制度に申請をした場合、平常時から避難支援等関係者に、必要な限度で、個別避難計画等の情報を提供します。

草津市では、ほぼすべての町内会と個人情報の取り扱いに関する協定を締結しております。

Q.この制度について詳しい内容が知りたい。

A.市のホームページに詳しい制度内容を掲載しています。

「市 HP トップ>くらし・手続き>防災>地域の防災活動>避難行動要支援者の避難支援の取り組みについて」にアクセスいただくか、右の二次元コードからご確認ください

